

[問]

昭和49年度 (問題)

次のA, BおよびCのいずれか一つを選んで解答せよ。

A 4問中3問選択

A-1. 他人の生命の保険契約について述べよ。

A-2. 保険業法および同施行規則の規定中保険計理人の担当事務, 確認および答申義務について述べよ。

A-3. 生命保険募集人が, 生命保険の募集において禁止されている行為について述べよ。

A-4. 次の語句について説明せよ。

(1) クーリング・オフ

(2) 保険業法第84条(株式評価の特例)

B 4問中3問選択

B-1. 年金信託は指定金銭信託の一種であるが, その特質を下記の項目について説明せよ。

(1) 信託関係人 (2) 実績主義 (3) 分別管理

B-2. 給付金に対する課税について適格退職年金と厚生年金基金のおのおの場合に分けて説明せよ。

B-3. 厚生年金保険法に関する次の用語について説明せよ。

(1) 標準給与 (2) 徴収金 (3) 法第85条の2に規定する責任準備金

B-4. 法人税法施行令第159条に適格年金の要件が述べられており, 昭和49年4月に内容の改正が行われたが, その要点について述べよ。

〔問〕

C 4問中3問選択

C-1. 基礎書類の変更とその効果について述べよ。

C-2. 保険価額とはなにか。また、保険価額と保険金額との関連において生ずる保険契約上の問題点について述べよ。

C-3. 保険事業と独占禁止法との関係を説明せよ。

(独占禁止法によって禁止されている行為、保険事業における共同行為の必要性、保険事業について共同行為を認める趣旨の法律の規定があるならば、これによって許容される共同行為の範囲等を説明すること。)

C-4. 責任保険契約における第三者の直接請求権について述べよ。

昭和49年度（解答）

A-1

- (1) 他人の生命の保険契約とは、保険契約者以外の第三者を被保険者とする生命保険契約をいう。

生命保険契約の射幸性から、人の生存を保険事故とする生存保険については、弊害の生ずるおそれは少ない。しかし、人の死亡を保険事故とする死亡保険または養老保険についてはその人の生命に危害が加えられるおそれが少なくない。しかも、保険契約が保険契約者以外の第三者の死亡について締結される場合に、特にその危険が多い。このため、古くは、他人の生命の保険契約は、被保険者となる者の一定範囲の親族に限ってその締結を認めるとする立法例があった。社会が進歩し、人々の経済的関係が複雑になっている現代においては、かかる制限は不適当となり、このため現在は、被保険者の同意があれば、他人の生命の保険契約を締結し得る同意主義に立つ立法例が多い。

- (2) 商法第674条第1項は、他人の死亡を保険事故とする保険契約には、その者の同意を要する。ただし、その者が保険金受取人である場合にはこの限りでないと規定されている。これは、被保険者自身が保険金受取人である場合には、それ程弊害・危険が生じないと考えられるからである。従って、被保険者の同意を必要とするのは、被保険者が保険契約者または保険金受取人とならない死亡保険契約または養老保険契約についてである。

被保険者の同意は、契約成立のための要件ではなく、効力発生のための要件であり、被保険者の一方的意思表示によるが、方式については法律上何ら制限がない。同意の時期については、契約成立前でも成立後でも良いが、法の趣旨からすれば内容が具体的に確定した時点であるのが至当である。実務的には、契約申込の際、申込書に被保険者の同意として記名押印の方法を採用している。

一旦契約が成立し効力を生じた契約が、契約当事者以外の第三者の意志によって消滅させることは、法的安定性を損うので妥当ではない。また、契約者は保険金受取人を指定・変更することができる、この場合被保険者の同意を要する。

A-2

(1) 保険計理人の担当事項

保険業法施行規則第40条に次の通り規定されている。

- (イ) 保険料および責任準備金算出方法書に関する事項
- (ロ) 保険契約に関する準備金および未収保険料の計算に関する事項
- (ハ) 保険約款の規定による貸付金の計算に関する事項
- (ニ) 前記の計算のための必要な諸般の統計に関する事項
- (ホ) 外務員給与の規程の作成、契約の募集に関する計画・その他の保険数理に関する事項に
関与する。

(2) 保険計理人の確認および答申義務

保険業法第90条に次の通り規定されている。

- (イ) 主務大臣に提出する書類中、責任準備金その他保険契約に関する準備金・未収保険料および保険約款の規定による貸付金の計算が正当であることを確認する。
- (ロ) 保険計理人が担当している保険数理に関する事項につき 主務大臣の諮問を受けたときは遅滞なく答申することを要する。

A-3

生命保険募集人は、保険契約の募集について次の行為をなすことが禁止されている（募集法第16条第1項）。いずれも契約者の利益を害し、保険事業を危くするおそれがあるからである。

(1) 虚偽の説明

契約者または被保険者に対し不実のことを告げる行為である。例えば生命保険に加入すれば融資をするといって契約を勧誘するいわゆる「融資話法」などが禁止されている。

(2) 不完全な説明

契約者または被保険者に対し契約条項の一部につき比較した事項を告げ、または契約条項のうち重要な事項を告げない行為である。これは相手方に対し直接虚偽の説明を行うもので

はないが、不完全な説明を行ってその結果相手方に判断を誤ませるおそれがある。

(3) 告知義務違反をすすめる行為

契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、または告げないことをすすめる、あるいは重要な事項につき不実のことを告げることをすすめる行為即ち契約者または被保険者に対し、告知義務違反をすすめる行為である。

生命保険会社が契約を締結するに当って、医的診査とともに契約者または被保険者の告知が不可欠な事項として当該契約の死亡危険率を測定し、その告知の正、不正は保険事業経営上重大な影響を及ぼすものである。このため、商法上、契約者または被保険者は、重要な事項についての告知義務を負い、これに違反すると会社は契約を解除することができることとなっている（商法第678条）。

(4) 特別な利益の提供

契約者または被保険者に対して特別な利益の提供を約し、または保険料の割引、割戻その他特別な利益を提供する行為である。この代表的なものは、保険料の割引、募集手数料の割戻であり、その他保険料の立替払、診査医の委嘱の約束などである。このような行為を禁止したのは、募集人は競って特別な利益を提供し、不公正な競争を惹起して募集界が混乱するおそれが大きいからである。ただし、この行為は、基礎書類にもとづいて行う場合は除く（募集法第16条第2項）。

(5) 契約の乗換行為

既契約を途中で解約して新契約に加入させる、いわゆる契約の乗換行為を禁止しているが、次の4つの行為に区分される。

(イ) 契約者または被保険者に対して、既契約を不当に消滅させることにより新契約を申し込ませる行為

不当に消滅させるとは、契約者の意志に反して既契約を契約者の不利益になるような方法で解約させることを意味する。

(ロ) 契約者または被保険者に対して、新契約を申し込ませることにより既契約を不当に消滅させる行為

前記(イ)の逆の行為で、例えば新種保険発売の際起りがちな行為である。

なお、他社の既契約を解約させて自社の新契約に乗り換えさせる行為も前記(イ)または(ロ)

のいずれかに属するものである。

- (ハ) 契約者または被保険者に対して、既契約を不当に消滅させ、または不当に契約の申込をさせる行為

これは将来乗換を行わせる下準備として、事前に既契約を解約させたり、新契約を申し込ませる行為である。

- (ニ) 契約者または被保険者に対して、前記(イ)、(ロ)または(ハ)の行為をすすめる行為

取締法は、このような乗換行為に対して非常に厳格な禁止規定を設けているが、これは、契約者に対して何の利益を与えるものではなく、むしろ損害を蒙らしめるものであるとともに、会社にとっても有害無益なものであり、その間に立って募集人のみが新契約による募集手数料を獲得し不当な利益を得るという結果を生ずるからである。

A-4

- (1) 一定期間内における契約申込の撤回のことである。

生命保険契約と割賦販売契約とは基本的に性格が異なるし、将来に向って危険負担を中止することができても過去に遡っての原状回復は不可能なものである。したがってクーリング・オフ制度は生命保険契約の本質に馴染まないものであるが、訪問販売という形をとるうえで契約者サービスの見地から、これを契約法上の制度としてではなく、第1回保険料相当額を払い込んでから一定期間契約者からの申出により無条件にその全額を払い戻す、いわゆる「マネーバック・ギャランティ」制度を採用することとし、具体的には「ご契約のしおり」と「第1回保険料充当金領収証」に次の通りの内容を記載し、契約者に周知させる方法をとっている。

契約者が第1回保険料充当金の払込日から起算して4日以内に発信した書面をもって、契約の申込の撤回を請求した場合には、会社は、第1回保険料充当金を契約者に返還する。ただし、次の契約についてはこの取扱をしない。

- (イ) 会社指定の医師の診査が終了している契約
(ロ) 団体（集団）扱契約で、契約者が団体（集団）代表者であり、かつ、保険証券、保険契約申込書および第1回保険料充当金領収証が一括である契約
(ハ) 海外旅行生命保険契約
(ニ) 団体保険契約

なお、不正話法その他の事由があるときは、従来通り期間を限度せずに契約申込の撤回の取扱を認めている。

A-4

- (2) 保険会社の資産の評価については、原則として商法の評価に関する規定が適用または準用され、いわゆる原価主義の立場をとっている。(商法第285条ないし第285の7、保険業法第67条第1項) しかし、その例外として、保険会社の所有する取引所の相場のある株式について、その時価が取得価額を越えるとき、その評価換により計上する利益を契約者のための準備金として積み立てる場合に限り、主務大臣の認可を得て、時価までの評価益を計上することができるものとしている。

株式評価の特例を設けたのは、保険会社について、その資産内容の健全化を計ることはもとより必要であるが、それと共に保険事業の相互扶助の特質に照らし、契約者利益の確保、増進を計ることも必要であり、保険会社の資産のうち特に流動性の高い取引所の相場のある株式の評価に相当程度の含みのある場合には、原価主義に対する例外として、ある程度の評価益を計上することを認めたものである。

ここにいう契約者のための準備金とは、責任準備金および契約者配当準備金である。(保険業法施行規則第26条の2)

B-1

(1) 信託関係人

適格退職年金と厚生年金基金とについて述べる。

- (イ) 適格退職年金……企業が委託者、信託銀行が受託者、委託者のもとから退職する従業員が受益者となっている。委託者と受益者とが異なる点で他益信託である。信託法では本来的に委託者、受託者および受益者の三者を信託関係人として予定しており、その点で信託らしい信託といえる。

なお、信託契約設定時には受益者である「年金・一時金の受給資格を得た退職従業員」は不確定・非存在であるので、信託法第8条の規定に基づき受益者に代り権利の行使を行う信託管理人が定められる。

- (ロ) 厚生年金基金……厚生年金基金（公法人）が委託者、信託銀行が受託者、厚生年金基金が受益者となっている。適格退職年金の場合と異なり委託者と受益者とが同一であり自益信託である。厚生年金基金は受け取った給付原資を受給権者に支給する事務を更に信託銀行に委託する構成をとる。

(2) 実績主義

受託者は信託目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理し、管理の失当・信託の本旨に反する処分等により信託財産に損失を与えた場合には損失補填の義務を負うことになるが、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理し損失が生じた場合には損失補填の義務はなく、信託財産を限度として受益者に対する債務履行の責任を負う。ここに実績主義が明らかにされている。

年金信託では、信託財産の運用成果は全て受益者に還元される。即ち、運用収益から予め定められた信託報酬を控除したものが毎収益計算期毎に元加される。元本補填・収益補足の特約はつけられない。ここに実績主義が貫かれており、その点で信託らしい信託といえることができる。

(3) 分別管理

委託者から受託者に信託された財産は、これを自己の固有財産とは明確に分離し、かつ、他の信託財産とも分別して管理しなければならないと信託法に規定されている。

年金信託では、個別基金の運用実績を把握することの関連上、分別管理は規定通り守られ

ており、この点においても信託らしい信託となっている。

なお、年金投資基金信託については、信託法（28条のただし書き）に「信託財産たる金銭については各別に其の計算を明らかにするを以て足る」とあり、単に信託契約毎に計算を明らかにすれば現金およびその運用により取得した財産の保管は分別管理を要しないとされ、合同運用が認められている。

B-2

(1) 適格退職年金の場合

イ、年金給付は給与所得とみなされ、一時金給付は退職所得とみなされる。夫々給与所得控除、退職所得控除を行った後の金額に対して所得税が課せられる。

なお、従業員負担掛金がある場合には従業員負担掛金対応分を控除（控除額は次による）した残額が給与所得または退職所得とされる。

年金給付の場合の控除額

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年に支給} \\ \text{される年金額} \end{array} \right] \times \frac{\text{従業員負担掛金額}}{\text{支給（又は同見込）年金総額}}$$

・一時金給付の場合の控除額

従業員負担掛金累計額

ロ、遺族年金・遺族一時金は所得税非課税である。遺族年金の場合、遺族一時金の場合共に相続税が課税される。

ハ、傷害年金・傷害一時金は所得税非課税である。

ニ、給付の源泉徴収……みなし給与所得、みなし退職所得とも源泉徴収を生命保険会社または信託銀行が行うこととなる。

みなし給与所得については年額600千円までであれば源泉徴収を行わないことが認められている。なお、適格退職年金の受給者は65才以上でも老年者年金特別控除は適用されない。

(2) 厚生年金基金の場合

イ、老令についての年金給付は給与所得とみなされ、脱退による一時金給付は退職所得とみなされ、夫々給与所得控除、退職所得控除を行った後の金額に対して所得税が課せられる。

従業員負担掛金がある場合でもその額を給付額から差引いた残額が課税所得とされるわ

けではない。

- ロ。死亡による一時金給付は所得税も相続税も非課税である。
- ハ。老年者年金特別控除が認められる。これは年令が65才以上、合計所得金額が5,000千円以下である居住者に適用される。厚生年金基金を含め公的年金等がこの特別控除の対象とされ、600千円と公的年金等の収入金額といずれか小さい方の金額を控除する。
- ニ。給付の源泉徴収……みなし給与と所得およびみなし退職所得ともに源泉徴収が行われる。みなし給与と所得については年額600千円（老年者年金特別控除がある者は900千円）までであれば源泉徴収を行わないことが認められる。

B-3

(1) 標準給与

- イ。基金は加入員の給与の月額に基づき標準給与を定めることとされており、その標準給与により給付掛金を行うことをたてまえとしている。標準給与の範囲は標準報酬の範囲と一致することを原則としている。
- ロ。ただし厚生大臣の承認を得て標準報酬の基礎となる報酬に一定の簡明な給与を加減した給与をもってその範囲とすることができる。
- ハ。標準給与の基準は、月額が195千円未満の給与については標準報酬の等級により、195千円以上の給与については10千円ごとに等級を累進し、各等級の最低額に5千円を加算した額を標準給与とする。第35級を下らない範囲で最高限度を定める。
- ニ。標準給与の定時決定および改定は厚生年金保険法の規定を準用する。

(2) 徴収金

- イ。加入員が基金設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される場合には、基金は標準給与を基準に算定される掛金の額から、設立事業所に係る部分として算定された額を控除した残りの額を徴収金として徴収する。
- ロ。徴収金は当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主、および加入員が負担する。
- ハ。事業主の負担する徴収金の額は、事業主が基金の設立事業所の事業主であるとした場合に於て当該加入員につき負担すべき掛金額である。ただしその額が次の金額をこえるときは各場合の金額とする。

1. 事業主が設立事業所の事業主である場合……当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合の掛金負担額
2. 事業主が設立事業所の事業主でない場合……当該加入員が加入員でないとした場合の保険料負担額から、その者につき保険料として負担する額を控除した額

(3) 法第85条の2に規定する責任準備金

法第85条の2は、厚生年金基金または厚生年金基金連合会が解散した場合に、政府が徴収する金額について述べられている。その徴収する金額は、解散した日において厚生年金基金または厚生年金基金連合会が年金給付の支給義務を負っている者について政令で定めるところによって算出される責任準備金とされる。その責任準備金をいう。

B-4

(1) 使用人兼務役員の年金制度への加入が可能となった。

適格年金制度は従業員を対象とする制度であることから、従来は法人の役員や個人事業主などは加入を禁止されていたが、今回の改正により使用人兼務役員は加入できることとなった。なお使用人兼務役員とは「部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ常時使用人としての職務に従事する」役員をいう。

(2) 剰余金の返還の基準が変更になった。

従来は責任準備金から過去勤務債務未償却分を差し引いたものを要留保額とし、契約締結時より5年以内の一定期間が経過するごとに要留保額をこえる部分を剰余金として企業へ返還することとされていた。法改正後は退職年金の給付に充てるため留保すべき金額、すなわち責任準備金をこえる分についての返還となり、過去勤務債務の残存する限り返還金は生じないことになった。

(3) 厚生年金基金移行のための一部解除が可能となり要留保額の一部返還ができるようになった。

従来は適格年金制度を全部解除し厚生年金基金へ移行することができたが、それが一部解

除も可能となり要留保額の一部を事業主に返還し厚生年金基金への払い込みができることとなった。

(4) 転籍者の原資の移管ができるようになった。

適格年金制度の加入者が転籍により他の適格年金制度の加入者となったときは、従来退職として給付が発生したが、法改正によりその者に係る要留保額を企業に返還し転籍先の適格年金制度に掛金として払い込むことができるようになった。

C-1

(1) 基礎書類とその変更

基礎書類（業法1条2項に規定されている①定款，②事業方法書，③普通保険約款，④保険料および責任準備金算出方法書，⑤財産利用方法書）は，事業免許申請の際添付すべき必要書類であり，これを変更するには，主務大臣の認可を受けなければならない（業法10条1項），これに違反したときは，30万円以下の過料に処せられる（業法152条6号）。

(2) 主務大臣による変更命令

主務大臣は，保険会社の業務または財産の状況にその保険会社に特有の内部事情がある場合，または外部の一般的な事情に変更があった場合，必要があると認めるときは，基礎書類等の変更を命ずることができる（業法10条2項）。

ただし，この命令により基礎書類等が当然に変更されるものではなく，保険会社が変更の手続きをして初めて変更されるのであるが，保険会社が主務大臣の命令に違反したときは，主務大臣はその会社の取締役または監査役の解任もしくは事業の全部または一部の停止を命じ，または事業の免許を取り消すことができる（業法12条1項）。

(3) 基礎書類変更の効果

基礎書類の変更が認可された場合，この変更は変更後に締結される契約に対して適用されるのみで，既存の契約に対しては適用されないのが原則である。たとえば，ある普通保険約

款，保険料率により保険契約が締結され，その契約が存続している間に約款，料率の変更があっても，既存の契約に適用されるのは依然として契約締結当時の約款，料率である。このように，約款，料率の変更の効力は遡及しないことを原則とする。

約款，料率の変更の効力を既存の契約にも及ぼすためには，保険契約者の承諾を受けるか，法律の制定が必要である。また，約款，料率の変更が保険契約者に有利なものである場合，保険会社が旧のものにより権利を主張する利益を放棄する旨の意思を表示したと見られる事実があれば，新しいものに変更されたことになる。

さらに，業法10条3項は，変更の不遡及の原則に対する特則を定めており，主務大臣は保険契約者等の利益を保護するため特に必要があると認めるときは，変更認可の際，行政処分によって，既存の契約についても将来に向かって変更の効力が及ぶものとする事ができる。業法10条3項の処分があったときは，保険会社は命令（施行規則8条）の定めるところにより，その旨および変更の要旨を公告しなければならない（業法10条4項）。

C-2

(1) 保険価額の意義

保険価額とは，被保険利益を金銭に評価した額をいう。損害保険は被保険利益について生じた損害をてん補することを目的とするものであり，被保険者が保険事故の発生によって生じた損害の額をこえて保険金の支払を受けることは許されないので，保険価額は保険者の支払うべき保険金の額の法律上の最高限度となる。

保険価額は経済事情の変化によって変動するが，商法638条1項は，保険者がてん補すべき損害の額はその損害が生じた地におけるその時の価額によって定むべきことを規定しており，これは損害額のみでなく保険価額の算定基準を示したものと解される。

損害が生じたあとで保険価額を正確に評価することは必ずしも容易でないが，保険価額は契約当事者の合意によってこれを定めることができ（商法639条，649条2項），損害査定時の争いを未然に避けるため保険価額をあらかじめ協定しておく場合がある。その場合，当事者の協定した保険価額を「協定保険価額」といい，協定保険価額を定めた保険契約を「評価済保険」という。これに対し，協定保険価額の定めのない保険契約を「未評価保険」という。評価済保険の制度は海上保険や運送保険において一般に利用されるが，火災保険などでは未評価保険が普通である。

船舶・貨物・建物・家財など具体的な物について生ずる事故に対する保険には保険価額があるが、責任保険では保険事故の発生によって被保険者にどれだけの損害が生ずるかは予測できないため保険価額は原則として存在せず、傷害保険や費用保険にも保険価額は存在しない。

(2) 保険価額と保険金額との関係

保険金額は、保険者がてん補すべき金額の最高限度として保険契約締結の際保険者と保険契約者との間で約定された金額であり、保険価額を基準として定められる。当事者の約定した保険金額は保険価額と必ずしも一致しないが、

- ① 保険金額が保険価額と一致する場合を「全部保険」、
- ② 保険金額が保険価額に及ばない場合を「一部保険」、
- ③ 保険金額が保険価額をこえる場合を「超過保険」という。

これに対し、保険者の損害てん補額は、損害額のほか、保険金額および保険価額を基準として算出されるため、保険金額が保険価額と一致しない場合（上記②および③）は、損害発生時のてん補額に問題を生ずる。

まず、一部保険の場合は、商法636条により、保険価額の一部を保険に付したとき保険者の負担は保険金額の保険価額に対する割合により定めるべきことが規定されているため、

損害額 \times $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ によりてん補額を算出するのを原則とする。これを比例てん補の原則とい

う。ただし、一般の火災保険において保険金額の保険価額に対する割合が一定率以上であれば保険金額を限度として損害額の全部をてん補する旨の約定（普通保険約款の規定または特約条項）がある場合は、保険金額がこの額に不足するとき、その不足する割合に比例して支払保険金を削減する。これを付保割合条件つき実損てん補という。

次に、超過保険の場合については、商法631条は保険金額が保険価額を超過したときその超過部分を無効とする旨を定めており、これは利得禁止の原則から見て当然である。しかしながら、超過保険は必ずしも故意によるものではないので、商法643条は保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなくて超過保険となっていたときは、超過部分に対する保険料の返還を請求できることとしている。また、同一の被保険利益、同一の保険事故について複数の保険者と保険契約を結び、その全体が超過保険となる場合を重複保険といい、商法では同時重複保険の場合は比例分担主義、異時重複保険の場合は（先順位）優先主義を

とるべき旨を定めているが、実際の約款においては同時であると異時であるとを問わず、（保険金額）比例分担主義または独立責任額分担主義（損害てん補額に関し約定を異にするものがある場合）をとっているのが通例である。

なお、保険価額は損害が生じた地におけるその時の価額によって定めることが原則とされているが（商法638条）、この場合の時価は新調達価額から減価額を差し引いた額であり、この基準による保険金の支払を受けても被保険者は新旧差額を自己負担しなければならないため、再調達価額を保険価額とし、保険金額の基準とする保険（火災保険の「新価保険特約」）も行なわれている。

C-3

(1) 独占禁止法制定の趣旨と保険事業

昭和22年に制定された「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（いわゆる独占禁止法）は、

- ① 私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を禁止し、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他いっさいの事業活動の不当な拘束を排除することにより、
- ② 公正かつ自由な競争を促進し、
- ③ 事業者の創意を発揮させ、事業活動をさかんにし、
- ④ 一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。

これに対し、保険事業、特に損害保険事業では、適正な保険料率を算出してこれを維持すること、危険の分散・平均化のために共同保険、共同再保険などの共同行為を行なうことが必要不可欠であり、独禁法制定当時は業法においても保険会社が届出により統制協定を行なうことはもちろん、主務大臣が保険事業の健全な発達を図るため特に必要と認めるときは統制協定を命ずることさえできることとなっていた（業法11条）。

このような統制協定について定めた業法11条は独占禁止法の理念に抵触するので削除されたが、独占禁止法の原則をそのまま適用すると事業の健全な発達に支障をきたすことは明らかである。その点の調整を図るため、「損害保険料率算出団体に関する法律」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律」および保険業法によ

り、独占禁止法の適用除外が認められ、今日にいたっている。

(2) 損害保険料率算出団体の行為に対する適用除外

適正な保険料率を算出し、これを維持することが損害保険事業の運営上不可欠であるため、昭和23年、「損害保険料率算出団体に関する法律」の制定により、損害保険料率算出団体を設立する道を開くとともに、保険会社または料率算出団体がこれによって行なう正当な行為には独占禁止法の規定が適用されないこととされた。

料率算出団体は、2以上の保険会社が大臣の認可を受けて設立する法人であり、(前記法律3条1項)、料率算出に必要な資料を準備し、これにもとづいて保険料率を算定し保険料率表を作成する(同法2条2項)。料率算出団体が保険料率を算出したとき、またはこれを変更しようとするときは大臣の認可を受けなければならない(同法10条)、会員はその所属する料率算出団体が大臣の認可を受けた保険料率を守らなければならない(同法10条の7)、また、料率算出団体が認可を受けた料率については、会員会社はその保険料および責任準備金算出方法書について保険業法にもとづく変更認可があったものとみなされる(同法10条の4第2項)。現在この法律にもとづいて「損害保険料率算定会」と「自動車保険料率算定会」の二つの料率算出団体が設立されており、前者は貨物海上保険のうち内航貨物、運送保険および火災保険、後者は自動車保険および自賠責保険について保険料率を算定している。

(3) 保険業法の規定による適用除外(業法12条の3～12条の7)

a. 共同行為について全面的に独禁法の規定が適用されないもの

①海上保険、②航空保険、③自動車損害賠償保障法にもとづく自賠責保険、④地震保険に関する法律にもとづく地震保険の各保険事業に属する取引に関しては、保険会社間の料率協定、代理店手数料協定、再保険協定等の共同行為について、原則として独禁法の規定は適用されない(12条の3第1号)。海上保険と航空保険は国際市場において料率等が決定されるものであり、自賠責保険と地震保険はそれぞれの法律によって公共の見地からきびしい制約が加えられているためである。

b. 前記以外の損害保険事業に関する特定の共同行為についての適用除外

①保険または再保険の取引に関する数量の決定または制限、②保険約款の内容の決定、③再保険の相手方または手数料の決定または制限に関する保険会社間の共同行為については、それらが事業の円滑な遂行上欠くべからざる要件であるため、原則として独禁法の規

定は適用されない(12条の3第2号)。

c. 適用除外規定の例外

前記の共同行為であっても、不公正な取引方法または一定の取引分野における競争の実質的制限により保険契約者もしくは被保険者の利益を不当に害することとなるときは、独禁法の適用を受ける(12条の3但書)。

共同行為に対する監督の手段としては届出主義がとられており(12条の6)、主務大臣が保険業法12条の3の共同行為が同条但書に該当すると認めるときは、公開による聴聞を行なったのち、当該共同行為を行なった損害保険会社に対し、その全部または一部の取消または変更を命ずることができる(12条の5・12条の7)。

C-4

(1) 責任保険契約の性質と第三者(被害者)の地位

責任保険契約は、被保険者が第三者に対して一定の財産的給付をなすべき法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補することを目的とする保険契約である。したがって、責任保険契約においては、被害者たる第三者の存在を前提とし、第三者と被保険者の関係が賠償責任によって結ばれていることを特色としている。

しかしながら、第三者(被害者)は、保険契約の当事者ではなく、責任保険契約にもとづく保険金請求権は被保険者に属することはいうまでもない。保険事故が発生した場合、第三者(被害者)は被保険者に対しては責任を問うるが、保険者に対しては当然には直接なんらの請求権を有しない。

(2) 被害者たる第三者の直接請求権の意義

前述のように、責任保険契約の一般論としては、保険契約の当事者でない第三者は保険金請求権と無関係のはずであるが、その特例として、商法第667条は他人の物の保管者がその負うことあるべき責任について付した責任保険契約の場合について、物の所有者が保険者に対して直接に保険金を請求する権利を有するものと定めている。これは、保管者に支払われた保険金が、所有者に対する責任の履行にあてられない場合があることを考慮し、所有者の利益を保護するため認められたものであるが、基本的には責任保険が被害者の賠償請求を可能ならしめる機能を有するという本質に立脚した立法例といえよう。

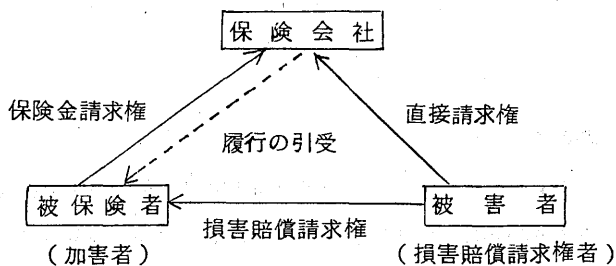
この観点から、被害者たる第三者の直接請求権は責任保険一般に拡大される方向にあり、特に社会性の著しく高い自賠責保険については「自動車損害賠償保障法」16条により保険会社に対する被害者の直接請求権が認められている。これは同法による自動車保有者の損害賠償責任が生じたときは、被害者は政令の定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において損害賠償額の支払を請求することができるものとし、さらに損害が保険契約者または被保険者の悪意によって生じた場合でも同様とするものである。

(3) 家庭用自動車保険における被害者の直接請求権

自動車賠償責任保険について被害者の直接請求権を認めることは、わが国の自賠責保険をはじめとして諸外国（フランス、ドイツなど）にもその例が少なくないが、これらはいずれも法律によって特別に定められたものである。これに対し、家庭用自動車保険（昭和49年3月発売）では、法律によらず約款（契約）により、賠償責任条項第6条において、被害者敏済の観点から対人事故の被害者に保険会社に対する損害賠償額の直接請求権を認めている。

この保険における被害者の直接請求権とは、対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生したときに、保険会社の被保険者に対するてん補責任を限度として、被害者（損害賠償請求権者）が保険会社に対して損害賠償額の支払を請求する権利をいう。

この関係を図示すれば次のとおりであり、法律的には、被害者の直接請求権は保険契約者と保険会社との間の「第三者のためにする契約」（民法537条）にもとづくものである。この場合、「第三者のためにする契約」とは、将来発生すべき被害者（第三者）に対して直



接請求権を認め、保険会社は被保険者が被害者に対して負担する損害賠償債務の履行を引き受けるものである。

被害者の直接請求権の具体的効果として、被害者は保険会社から損害賠償額を確実かつ迅速に受け取ることができるので、

- ① 被保険者の不誠実（保険金の他への流用など）に苦慮することなく、
- ② 被保険者の他の債権者と競合することによる危険を負わず、

③ 被保険者の破産，支払不能の危険からも免れることができる。

さらに，被害者の直接請求権を認めれば，被保険者の損害賠償債務が保険金額の範囲内で同時に保険会社の債務となるので，

④ 被保険者にとって大きな負担となる被害者との示談交渉を，保険会社自身の業務として行なうことができ，弁護士法72条に抵触する問題を生じない。